

入札説明書

1 業務の名称 令和8年度下越森林管理署村上支署庁舎清掃業務

2 入札公告日 令和8年2月17日

3 入札開始及び開札日時

(1) 電子調達システムによる入札の場合

令和8年3月13日(金) 午前9時00分入札開始

令和8年3月17日(火) 午後1時30分入札締切

(2) 紙入札方式による入札の場合

令和8年3月17日(火) 午後1時20分入札開始

令和8年3月17日(火) 午後1時30分入札締切

※郵便入札も可とするが、郵便入札を行うときは、入札公告3(1)の場所に書留

郵便又は配達証明郵便で、令和8年3月16日(月)午後4時00分までに到着

(必着)したものを受け付ける。入札書の日付は令和7年3月17日とする。ただし、再入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合には、再入札には参加できることに留意すること。

(3) 開札日時 令和8年3月17日(火)午後1時31分

4 入札場所 下越森林管理署村上支署 2階会議室

5 業務期間 自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

6 提出書類

入札公告に示したとおり、下記の証明書等を令和8年3月6日(金)午後3時00分までに電子調達システム若しくは下越森林管理署村上支署総務グループに提出し、その審査をもって入札参加許可を受けること。

(1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

(2) 本社、支社、営業所の内いずれかが新潟県内にあることが確認できる会社概要等

7 交付資料

契約書(案)、仕様書、入札書、委任状、提出証明書表紙

※入札にあたっては、関東森林管理局等競争契約入札心得を熟読すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
下越森林管理署村上支署長 殿

住 所

会社等名

令和8年2月17日公告
業務名 令和8年度下越森林管理署村上支署庁舎清掃業務

一般競争入札の参加資格の下記証明書類について、別紙のとおり提出します。
なお、記載事項に関する照会については、下記担当まで御連絡願います。

記

- 1 令和7・8・9年度全省庁統一資格の審査結果確認通知書（写し）
- 2 本社、支社、営業所の内いずれかが新潟県内にあることが確認できる会社概要等

担当者

所属部課名：

役 職：

担当者氏名：

電話番号：

FAX番号：

清掃業務請負契約書（案）

- 1 業務名 令和8年度 下越森林管理署村上支署庁舎清掃業務
- 2 業務場所 新潟県村上市緑町3丁目1番13号
下越森林管理署村上支署
- 3 業務内容 別紙「下越森林管理署村上支署庁舎清掃作業仕様書」のとおり
- 4 業務期間 自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日
- 5 請負金額 ￥ . —
(うち消費税及び地方消費税額￥ . —)
月額 ￥ . —
(うち消費税及び地方消費税額￥ . —)
- 6 契約保証金 免除

上記作業について、発注者 分任支出負担行為担当官 下越森林管理署村上支署
長 井上 修三（以下「甲」という。）と、請負者 （以下「乙」という。）とは、下記条項により契約を締結し、その証として本書2通を作成し双方
記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年4月1日

(甲) 住所 新潟県村上市緑町3丁目1番13号
氏名 分任支出負担行為担当官
下越森林管理署村上支署長 井上 修三

(乙) 住所
氏名

条 項

(総則)

第 1 条 乙は、頭書の作業を別紙下越森林管理署村上支署庁舎清掃作業仕様書及び甲の指定した監督職員（以下「監督員」という。）の指示に従い実施し、甲はこれに対し請負代金を支払うものとする。

(作業実施日)

第 2 条 作業は原則として土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）の休日を除く毎日とし、甲の都合により作業日を変更する必要があるときは、変更の日の3日前までにその旨を乙に通知して作業日を変更することができる。

(権利・義務の譲渡)

第 3 条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(使用人の届出)

第 4 条 乙はこの作業に従事する作業員の住所・氏名・年齢・その他甲の指示する事項を書面をもって届け出て、甲の承認を受けなければならない。

作業員を変更し、又は、その数を増減しようとするときも同様である。

(作業上の注意事項及び秘密の保持)

第 5 条 乙及び乙の作業員は、安全衛生及び作業態度に十分注意し、甲の公務遂行に支障をきたさないよう誠実に作業をじっしするものとする。また、作業中に知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

(火災盗難等の防止)

第 6 条 乙は、火災、盗難等の防止に協力し、火災、盗難等の防止のため必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合はあらかじめ監督員の意見を聞くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

2 前項の場合において、乙はそのとった措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

(電力、給水等の負担)

- 第 7 条 甲は、作業実施に必要な電力、給水等について、これを負担する。
- 2 乙は、電力、給水等を使用するときは、極力節減に努め、効率的に使用しなければならない。

(使用材料等)

- 第 8 条 この作業に使用する清掃用具及び洗剤等の消耗品については、あらかじめ監督員の承認を受けたものを使用する。

(作業実施の確認)

- 第 9 条 乙は、作業を実施したときは、甲の指定した職員の検査を受けなければならない。
- 2 前項の検査に合格しないものがあるときは、乙は、直ちに手直しをして再検査を受けるものとする。

(損害の負担)

- 第 10 条 乙は、甲の施設及び備品等について、善良な管理者の注意義務をもって取扱うものとし、故意または過失により滅失あるいは毀損したときは、甲の指定した期間内に代品を納め若しくは現状に復し、又は損失を賠償しなければならない。

この場合の損失額は、甲、乙協議して定めるものとする。

- 2 この作業中における負傷、その他の事故又は第三者に損害を与えたときは乙がその責を負わなければならない。
- ただし、甲の責に帰すべき理由によって生じたものはこの限りではない。

(作業の中止又は作業内容の変更)

- 第 11 条 甲は、必要があるときは、作業の中止又は作業内容を変更することができる。この場合に請負金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(請負代金の支払)

- 第 12 条 乙は第 9 条により甲の検査に合格したものについて、1ヶ月毎に請負代金の請求をすることができる。
- 2 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に請負代金の支払いをしなければならない。甲の都合により支払期限を超過し支払い遅延となった場合は、期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項により決定された率を乗じて計算した額の支払遅延利息を乙に支払うものとする。

(業務の履行責任)

- 第 13 条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前（3）号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、適用しない。
- 5 第 3 項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行つた後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(甲の催告による解除権)

- 第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が、清掃作業基準表等に基づく清掃作業の実施等契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込がないと甲が認めたとき。
- (2) この契約について、乙が契約上の義務違反又は不正行為をしたと甲が認めたとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条の規定に違反したとき。

- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 第 20 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第 16 条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第 17 条 甲は、業務が完了しない間は、第 14 条又は第 15 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、第 14 条及び第 15 条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(乙の催告による解除権)

第 19 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

第 20 条 乙は、次の各号の一に該当すると認めたときは、直ちにこの契約を解除

することができる。

- (1) 甲が第 11 条の規定により契約を変更又は中止したため、請負金額が頭書金額の 3 分の 1 以下に減少したとき。
- (2) 甲がこの契約に違反し、その違反によって作業を継続することが不可能となったとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第 21 条 第 20 条及び前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、第 20 条及び前条の規定による契約の解除をすることができる。

(違約金)

第 22 条 第 14 条又は第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(解約時の支払い)

第 23 条 この契約を解除した場合、甲が認めた既済部分に対しては、その請負代金を甲は乙に支払うものとする。

(債権、債務の相殺)

第 24 条 この契約により、乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙はその不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(契約外の事項)

第 25 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第 26 条 この契約に関し紛争を生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(談合等の不正行為による解除)

第 27 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第 28 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定

による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約条項)

別紙「暴力団「排除に関する特約条項」のとおり

別紙特約条項

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第 1 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 2 条 発注者は、受注者乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 3 条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第 4 条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第 5 条 甲は、第 1 条、第 2 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない
- 2 乙は、甲が第 1 条、第 2 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第 6 条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

清掃作業仕様書

本作業は、この仕様書に基づいて実施するものとし、これに示されない細部の事項については、契約の範囲内で甲又は甲が指定した監督員の指示に従い作業を実施するものとする。

1 作業種毎の清掃回数及び作業時間

通常清掃は、作業実施日の7時00分から11時00分の時間内において別紙「清掃作業内訳書」により実施するものとする。

2 室内清掃

(1) 机、カウンター、書庫等の清掃

支署長室及び事務室は始業時前に塵を除去し清掃するものとする。机等はハタキ・雑巾等により清掃するものとする。

(2) 床清掃

塵埃をほうき、あるいは電気掃除機を用いて取り除く。

休憩室等の床については、雑巾拭きをする。

(3) 紙くず、その他塵埃の処理

各室の紙くず、その他塵埃及湯沸室の茶殻等は、可燃物と不燃物とに区分し、監督員の指示する場所に処理する。特に煙草の吸い殻の処理にあたっては、火災防止に細心の注意を払うこと。

3 器物類の洗浄

茶殻入れ及び煙草の吸い殻入れは毎日洗浄し、所定の場所に配置しておくこと。その他は、監督員の指示による。

4 定期清掃

定期清掃は、日曜日又は土曜日の閉庁日に実施するものとし、実施日は事前に甲に連絡するものとする。

(1) 床清掃

弾性床、タイル、木製床、繊維床及び畳について、机・椅子(監督員の指示したもの)を移動し、モップ、掃除機、カーペットスイーパー等で十分に塵を除去し、よく拭き取るものとする。

（2） 窓ガラス洗浄

ガラス磨きは両面とも洗剤を塗布して汚れを除去し、乾布を使用して磨き上げることとする。

（3） 冷暖房器具及び換気設備

機器内部及び外部フィルター等について、取り外しできるものは取り外した後、フィルター等に付着した塵等を取り除き、洗浄のうえ再度取り付けるものとする。取り外しきれないフィルターについては電気掃除機等を用いて塵等を取り除くものとする。

5 便所掃除

（1） 床

床は、塵埃を取り除き、モップ拭き仕上げを行う。

（2） 便器、洗面器類の洗浄

洗浄液を用いて丁寧に洗浄し、水洗いした後乾拭き仕上げを行う。

（3） 汚物の処理及びトイレットペーパー等の補充

汚物容器内の汚物を取り除き、容器を洗浄する。トイレットペーパー及び手洗い石けん液等の補充を行う。

6 その他

（1） 署内の備品器具等について紛失破損等のないように努めるとともに、作業の支障となる器物を移動等する場合は、監督員の指示を受けるものとする。

（2） 職員玄関の開錠については、鍵を1個貸与することとし、別途詳細事項は監督員の指示に従う。

（3） この仕様書に記されていない事項がある場合には、監督員へ報告し、指示を受けるものとする。

（4） 作業に使用する器具等の後片付け等については、所定の作業時間までに終了するものとする。

（5） 本作業に使用する器具等は、甲が貸与及び支給するものを除き、すべて乙が負担するものを使用する。

支給品及び貸与品明細書

支 給 品			貸 与 品		
品 名	規 格	数 量	品 名	規 格	数 量
ゴミ袋		適時支給	電気掃除機	室内清掃用	1 台
雑巾		〃	カーペットスイーパー	〃	1 本
ハンドソープ		〃	シダホウキ	〃	1 本
タワシ		〃	ちり取り	〃	1 個
スポンジ		〃	トイレ用ブラシ	〃	2 個
布巾		〃	バケツ	〃	1 個
食器用洗剤		〃	竹ホウキ	室外清掃用	1 本
食器用漂白剤		〃	熊手	〃	1 本
ヒモ		〃	草取り鎌	〃	1 本
ガラス用洗剤		〃			

清掃作業内訳書

区分	作業内容	作業面積	作業周期	備考
玄関ホール	除塵及び部分水拭き、フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、ゴミ収集	29.06 m ²	毎日	タイル
職員用玄関	除塵及び部分水拭き、フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、ゴミ収集	4.97 m ²	毎日	弹性床
支署長室	除塵及び部分水拭き、机上清掃、ゴミ収集	22.36 m ²	毎日	繊維床
事務室	除塵及び部分水拭き、机上清掃、ゴミ収集	109.00 m ²	毎日	繊維床
森林事務所事務室	除塵及び部分水拭き、机上清掃、ゴミ収集	15.73 m ²	毎日	繊維床
男子更衣室等	除塵及び部分水拭き、ゴミ収集	9.94 m ²	毎日	弹性床
湯沸室	除塵、流し台洗浄及び厨芥収集	4.97 m ²	毎日	弹性床
便所（男子・女子・多目的）	除塵・水洗い仕上げ、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	22.99 m ²	毎日	弹性床
1階廊下	除塵及び部分水拭き、ゴミ収集	1.33 m ²	毎日	弹性床
作業室	除塵及び部分水拭き、ゴミ収集	13.25 m ²	月2回	繊維床
書庫	除塵及び部分水拭き、ゴミ収集	23.19 m ²	月2回	弹性床
1階倉庫（2か所）	除塵及び部分水拭き、ゴミ収集	9.93 m ²	月2回	弹性床
外部倉庫	除塵及び部分水拭き、ゴミ収集	11.59 m ²	月2回	弹性床
会議室	除塵及び部分水拭き、机上清掃、ゴミ収集	59.62 m ²	毎日	繊維床
男子休憩室	除塵及び部分水拭き、ゴミ収集	9.18 m ²	毎日	畳
女子更衣室・休憩室	除塵及び部分水拭き、ゴミ収集	9.94 m ²	毎日	畳
2階器具庫	除塵及び部分水拭き、ゴミ収集	6.62 m ²	月2回	弹性床
2階倉庫	除塵及び部分水拭き、ゴミ収集	1.56 m ²	一	弹性床
2階廊下（弹性床）	除塵及び部分水拭き、ゴミ収集	10.55 m ²	毎日	弹性床
2階廊下（木製床）	除塵及び部分水拭き、ゴミ収集	3.48 m ²	毎日	木製床
階段（木製床）	除塵及び部分水拭き、手摺り拭き、ゴミ収集	11.97 m ²	毎日	木製床
車庫・洗車用具置場	除塵	108.00 m ²	月2回	
屋外清掃	除塵	1,401.27 m ²	月2回	
	除草	1 時間	月2回(4月～11月)	
窓ガラス	洗浄仕上げ	78.90 m ²	年4回	
床定期清掃	木製床ワックスがけ	15.45 m ²	年4回	
	弹性床等定期清掃	11.88 m ²	年4回	
	繊維床定期清掃	206.71 m ²	年4回	
エアコン定期清掃	天井カセット型エアコン、フィルター等清掃	8 台	年2回	
	ルームエアコン、フィルター等清掃	4 台	年2回	
換気設備	全熱交換ユニット清掃	10 台	年2回	

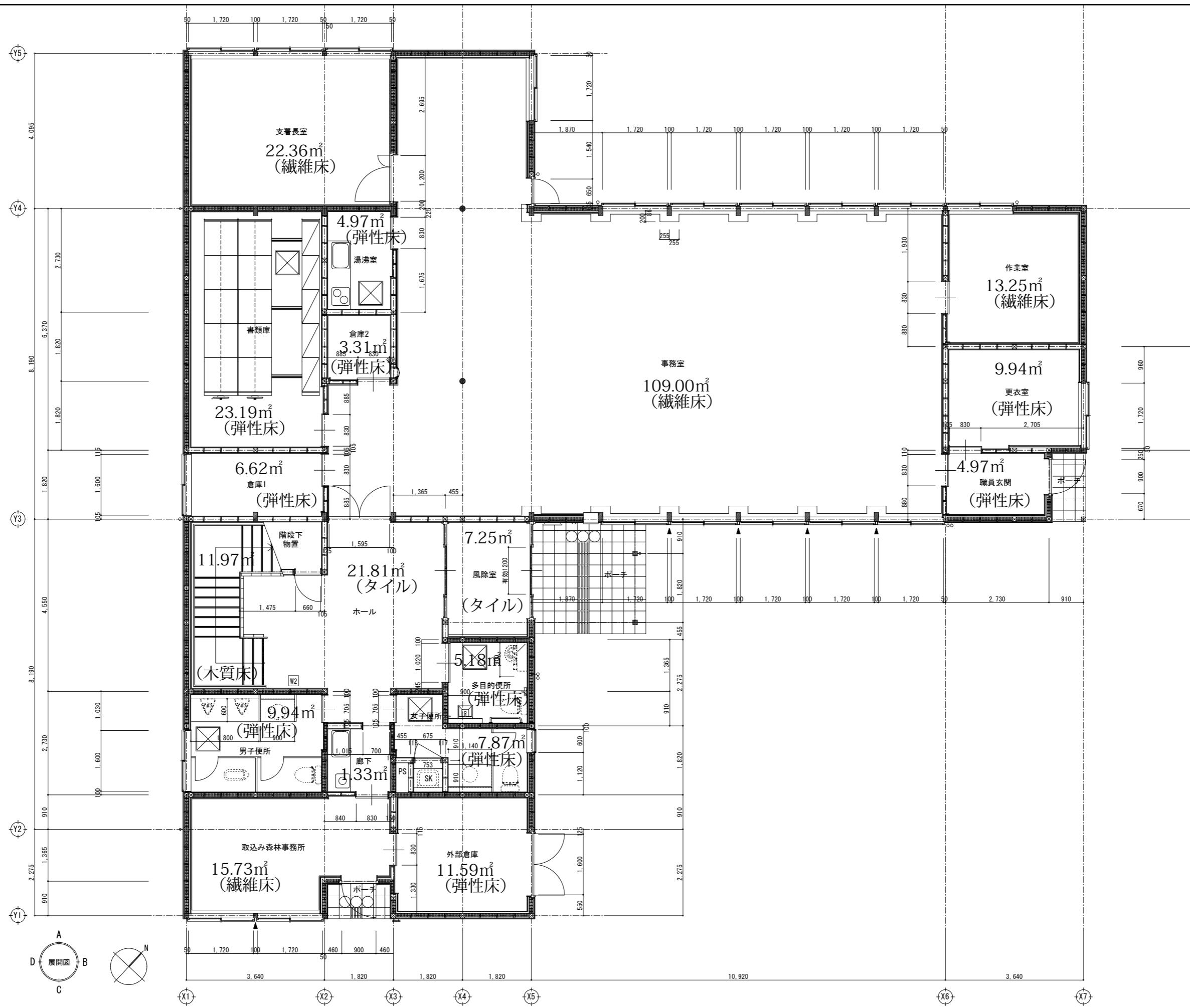
清 扫 作 業 實 施 簿 (月 分)

官擔當行為負擔行為支出任分

下越森林管理署村上支署長 殿

請負者：

下記のとおり作業を実施したので報告します。



凡例

構 壁下地に構造用合板を張る部分を示す。記載のある側に構造用合板を張る。

断熱材 (GW24k t=100) を示す

(±0) FLからの高さを示す

W1-W5 壁の構成を示す。壁構成は平面詳細図2参照

▲ 連窓目板取付部を示す

株式会社 SD建築研究所

下越森林管理署村上支署 (19) 新築工事 設計図

AI-25

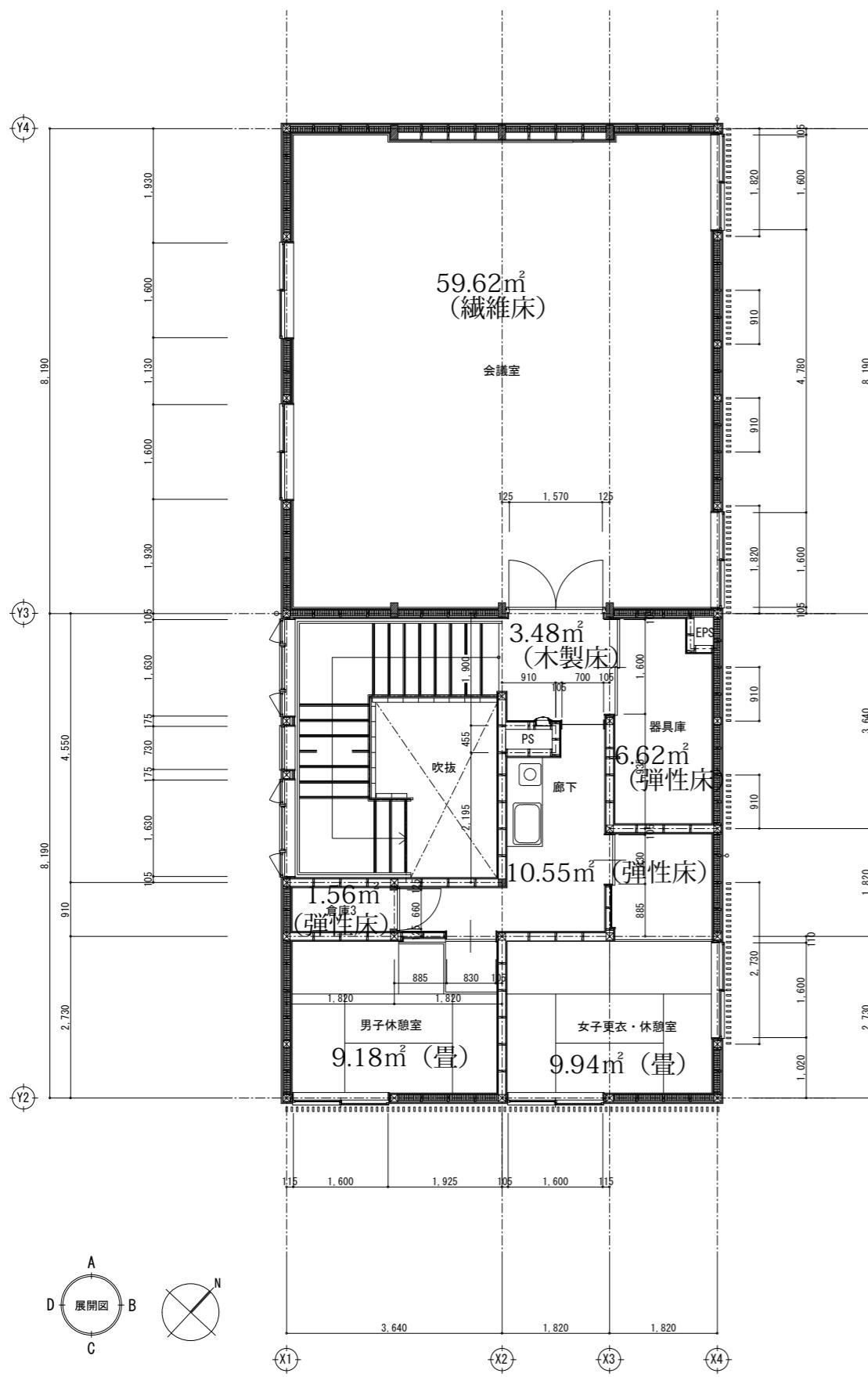
025

114

管理技術者 主任技術者 担当

平面詳細図 (1) 1/50

国土交通省 北陸地方整備局 営繕部

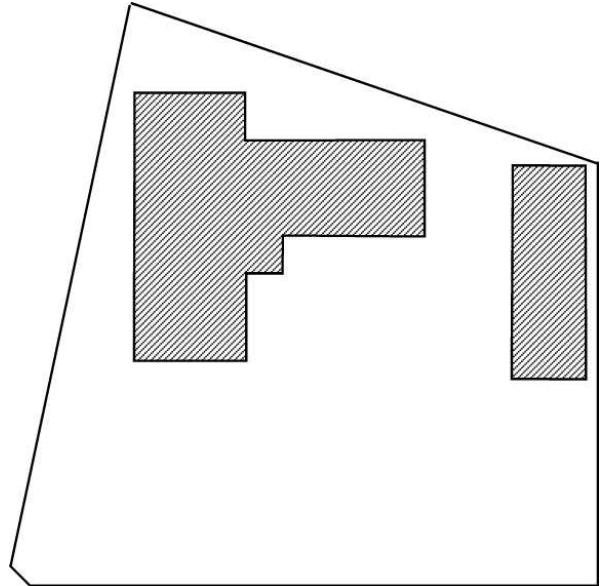


凡 例	構	壁下地に構造用合板を張る部分を示す。記載のある側に構造用合板を張る。	株式会社 SD建築研究所 026 114	下越森林管理署村上支署 (19) 新築工事 設計図		A I - 26 1/50 国土交通省 北陸地方整備局 営繕部
	断熱材 (GW24k t=100) を示す			管 理 技術者	主 任 技術者	
	(±0) FLからの高さを示す			担 当	平面詳細図 (2)	
	W1-W5 壁の構成を示す					

屋外清掃位置図



縮尺=1:500



清掃控除箇所

区域面積 $1,843.00\text{m}^2$ 控
除面積 441.73m^2 清掃
面積 $1,401.27\text{m}^2$

至 濱波温
泉

国道345号線

至 村上
駅

様式第5号（第4条）

入札書

令和8年3月17日

分任支出負担行為担当官
下越森林管理署村上支署長 井上 修三 殿

（入札者）

住 所

商号又は名称
代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥_____ (税抜)

【内訳：月額 ¥ _____ — (税抜)】

ただし 令和8年度下越森林管理署村上支署庁舎清掃業務の代金

上記金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に各消費税額を加算した金額になること及び入札心得、仕様書、その他関係事項を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本工業規格A4列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 本様式は標準例を示したものであり、その他必要事項を追加した適宜の様式を用する場合がある。また、認める場合がある。

様式第6号（第4条）

委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和8年3月17日

2 件名 令和8年度下越森林管理署村上支署庁舎清掃業務

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任支出負担行為担当官

下越森林管理署村上支署長 井上 修三 殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えありません。